

栃木県医療費適正化計画（４期計画） 変更に対する意見等

**栃木県保健福祉部国保医療課
令和 7 年 2 月**

1.第2回栃木県医療費適正化計画協議会の主な意見等

	意見の内容	意見に対する考え方
1	○歯科健診を実施する人の増加（受診率） ・歯科健診の受診率の目標値65%を達成するため、歯科医師会と県が協力して県民への周知等に取り組んでいただきたい。	➤歯と口腔の健康づくりの推進 ・かかりつけ歯科医を持つことや、歯科健診受診の重要性について普及啓発に努めます。

2.法定協議等における関係団体からの主な意見等

	意見の内容	意見に対する考え方
1	○後発医薬品の促進 ・汎用品の薬価が下げられるため、収益性の低いものが製造されなくなり、高く卸せる市販薬として流通したりで、処方できない薬が増えて患者さんの不利益となっているなどの弊害が出ています。 ・医療費の適正化は、ほぼイコール医療費の抑制と考えてはいないでしょうか？昨年は大学病院や大病院を中心に大きな赤字決算が多発し医療崩壊の恐れがあります。 ・医療費の削減の根本的解決は病気を減らすことにあります。健康意識を持っている人々は生きようとする意欲、それを支える希望があります。社会的に満たされなければ、投げやりの人生になりやすく、その時だけ良ければと考えてしまいます。 - 健康格差を含め、諸々の格差に共通しているのは経済格差です。社会的要因まで踏み込まねば医療費問題の解決にはなりません。 ＜栃木県保険者協議会(栃木県医師会)＞	➤後発医薬品の安心使用の促進 ・現下の後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安については、安定供給の確保や適切な医薬品流通に向けた取組など、全国的な対応が必要であり、国において対策が進められています。 ・医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の使用は医療費適正化に効果を有することから、引き続き、後発医薬品の使用に関する普及啓発に努めます。 ➤医療費の適正化 ・医療費の適正化は、国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくために必要であり、その実現には、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防のほか生活習慣の改善などの健康の保持増進を図る必要があります。 ・このため、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上に向けた取組を、引き続き、庁内関係課をはじめ、市町や保険者、医療関係者等と連携・協力し、取り組んで参ります。